

茨木市中学校部活動地域展開に関する制度構築等総合支援業務委託に係る プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

中学校の部活動は、全国的に少子化が進展し、一部の集団競技では、チームを編成することができず試合に出場することが困難な活動があることや休日の指導・大会引率などの活動を担う教職員の負担が大きくなっていることから、従来と同様の体制で活動を継続することが非常に困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和4年12月に国から部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関するガイドラインが示され、令和7年12月には、先進自治体の成果と課題を踏まえ「部活動地域展開のガイドライン」が改訂され、令和13年度までに原則、休日の地域展開を実施、完了させることが示された。本市においては、令和6年度より「茨木市中学校部活動地域移行検討協議会」を設置し、生徒がスポーツ・文化芸術活動を継続的に進められるよう地域連携・地域移行に関する取組を推進している。

本業務委託については、市の実態に合った地域展開の方式や形態についての検討と、持続可能な制度構築に向けて、市が別途実施する地域クラブの実証事業の成果と課題の分析等を行いながら、様々なステークホルダーとの協議の下、制度全体のスキームの検討、持続可能な運営体制の立上げに係る支援、認証制度等を含めた具体的な制度構築に向けたロードマップやタスク整理および実施計画の策定など、各種検討に係る支援を行うもの。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市中学校部活動地域展開に関する制度構築等総合支援業務委託

(2) 業務の目的

市の実態に合った地域展開の形、いわゆる「Iba活モデル」の検討と制度構築に向け、市が別途実施する地域クラブの実証事業の成果と課題の分析等を行いながら、様々なステークホルダーとの協議の下、制度全体のスキームの検討、持続可能な運営体制の立上げに係る支援、具体的な制度構築に向けたロードマップやタスク整理および実施計画の策定など、各種検討に係る支援を行い、持続可能な運営体制の構築の実現を図るもの。

(3) 業務内容 ※詳細は別添の仕様書のとおりである

- ・地域クラブ活動運営業務の整理と次年度以降に向けた準備業務
- ・各中学校及び各部の実態調査及び実証事業等における課題の抽出
- ・「茨木市推進計画(案)Iba活モデル」の検証および「実施計画」の策定・提案
- ・持続可能な仕組み構築に向けた提案および立ち上げ業務
(財源確保策の企画・提案を含む)
- ・地域クラブ指導者を対象とした研修動画及び資料の作成
- ・認定地域クラブの認定に係るスキーム及び様式の作成
- ・各種報告及び成果品の作成及び提供
- ・会議及び説明会運営サポート業務

- (4) 業務期間 令和8年9月1日(契約締結予定日)から令和9年3月31日まで
- 3 当該業務の予算額等
7,621,317円(税込)(総額)
提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。
また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。
- 4 プロポーザルの形式
本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。
- 5 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。
- (1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (4) プライバシーマーク(JISQ15001)又はISMS(ISO/IEC 27001又はJISQ27001)の認証を受けていること。
 - (5) 茨木市暴力団排除条例(平成24年茨木市条例第31号)第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
 - (7) 過去3年間(令和年5月4月1日から令和8年3月31日まで)において、本業務と同種の業務で業務の履行実績があり、令和8年3月31日までに完了していること。
なお、同種の業務とは、中学校部活動地域展開に関する制度構築又は支援業務委託に関する業務をいう。
- 6 質問の受付及び回答
質疑については、次のとおり行うこととする。
- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書(様式7号)に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで学校教育推進課宛に送信すること。
提出期限：令和8年6月18日(木)午後3時まで(必着)

提出先：茨木市教育委員会学校教育課 学校教育推進課

E-mail：gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

メールの件名は「地域展開プロポーザル質問書(法人名)」とすること。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年6月22日(月)午後5時までに公表

掲載場所：茨木市ホームページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/gakkokyoiku/kyoikusuishin/bukatsudo_chiikitenkai/index.html

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」(様式1号)に必要な事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 法人概要調書(様式2号)

※必要に応じて、記載事項を証明できる書類を添付すること

② 業務実績調書(様式3号)

※契約書の写し等、業務実績を証明できる書類を添付すること

③ 業務実施体制調書(様式4号)

※保有資格を証明できる書類を添付すること

④ 提案額(参考見積書)(様式8号)及び内訳書(任意様式)

※参考見積書に記載する受託希望金額は、消費税を含めた額が「3 当該業務の予算額」に示す予算額以内となるように提案すること

⑤ プライバシーマーク(JISQ15001)又はISMS(ISO/IEC 27001又はJISQ 27001)を取得していることがわかる書類(許諾証の写し等)

イ 提出先：茨木市教育委員会 学校教育課 学校教育推進課事務室
(茨木市役所南館6階)

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

ウ 提出期間：令和8年6月15日(月)午前9時から

令和8年6月24日(水)午後3時まで(土日を除く)

エ 提出方法：持参または郵送(提出期限必着。郵送の場合は、記録が残る方法で送付すること)

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」(様式5号)により6月26日(金)までに参加希望者にメール及び郵送で通知するものとする。

ただし、参加資格の要件がプロポーザル選定会議による審査を要しないと判断できる場合は、審査を担当部署において行う。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届(様式6号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに学校教育推進課へ提出すること

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、参加申込時に提出の参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

	提出書類	提出部数・提出期間
ア	①企画提案書(任意様式) ・正本1部、副本8部 ・別紙「茨木市中学校部活動地域展開に関する制度構築等総合支援業務委託事業提案書作成要領」を参照 ・様式任意とし、A4横形式、横書き、枚数は片面で20ページ以内とする。また、提案書作成要領の項目順に提示し、ページ番号を付与すること。なお、表紙、裏表紙及び目次は上記ページに含まない	①・②について 【提出部数】 ・正本1部、副本8部 ・提出書類の正本を保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部 【提出期間】 令和8年7月3日(金)午前9時から7月9日(木)午後3時まで(厳守) ※土日、祝日を除く ※併せてPDFデータを電子メールにて送付すること
イ	②業務スケジュール(任意様式) ・正本1部、副本8部 ※枚数は指定しないが、多数にならないよう、留意すること	※持参の場合は、休日を除く日の午前9時から午後5時までとすること ※7月9日(木)は午後3時まで(厳守)

※①、②の副本には企業名を入れないこと。

※受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。また、契約金額は見積金額に消費税10%を乗じた額を加えた金額とする。

(3) 提出方法等

ア 提出場所：茨木市学校教育部 学校教育推進課事務室
(茨木市役所南館6階)

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

イ 提出方法：持参または郵送(提出期限必着。郵送の場合は、記録が残

る方法で送付し、郵送時に必ず学校教育推進課宛に電子メールを送信すること)

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者(以下「提案者」という。)に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書、業務実施体制調書、参考見積書等を下記10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に4者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が4者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査(ヒアリング又はプレゼンテーションによる委員審査)

令和8年7月16日(木)午後 実施(予定)

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、下記10(2)で示す審査基準に基づいて評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。なお、プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め30分以内とする。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び投影用スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。本プロジェクト責任者をメインスピーカーとし、必ず主任担当者も同席のうえスピーカーとして参加すること。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年7月2日(木)に当該審査を行った全者に対し、「第1次審査結果通知書」(様式9号)をメール及び郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者(評価点の高い順に上位4者)にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程等に係る詳細について通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年7月28日(火)(予定)までに当該審査

を行った全者に対し、「プロポーザル審査結果通知書（※第2次審査）」（様式10号）をメール及び郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（事務局審査）

- ・業務実績調書及び業務実施体制調書等内容 90/750点
- ・提案額 100/750点

審査項目	審査内容	配点
提案額（参考見積書）	提案額（参考見積額） （最低見積額/見積金額）×100点*小数点以下切り捨て	100点
業務実績調書等内容 （令和8年6月1日時点で契約中の実績含む）	契約実績（過去3年間における業務実績額が1,000,000円以上のもの）	90点

(2) 第2次審査（ヒアリング又はプレゼンテーションによる委員審査）

※配点は委員1人あたりの点数を示す。

- ・事業方針等 15/80点
- ・事業内容等 35/80点
- ・進行管理体制等 20/80点
- ・実施体制（プレゼンテーション等） 10/80点

(3) 配点

- ①第1次審査（事務局審査） 190点
- ②第2次審査（委員審査） 560点（80点×7委員）

※①と②の合計750点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査の採点に加わらない。その場合、評価点も変動するものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安

価な提案者を候補者とする。

- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。また、本要項に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年6月18日(木)午後3時まで
質問に対する回答	令和8年6月22日(月)午後5時まで
参加申込期間	令和8年6月15日(月)午前9時から
※必要書類の提出含む	令和8年6月24日(水)午後3時まで(厳守)
	※土日、祝日を除く
参加資格審査結果通知	令和8年6月26日(金)
第1次審査結果通知	令和8年7月2日(木)
企画提案書等提出期間	令和8年7月3日(金)午前9時から
	令和8年7月9日(木)午後3時まで(厳守)
	※土日、祝日を除く

第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月16日（木）	（予定）
審査結果通知	令和8年7月28日（火）	（予定）
契約締結・業務開始	令和8年9月1日（火）	（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たないもの
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市教育委員会 学校教育部学校教育推進課 担当 田中
 TEL 072-620-1683（直通）
 E-mail : gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp